

## 令和8年度独立行政法人統計センター事業計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の10第1項の規定に基づき、独立行政法人統計センターの令和8年度における年度目標を達成するための計画（以下「事業計画」という。）を次のとおり定める。

### 第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項

総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第82号に規定する国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査（以下「国勢調査等」という。）のうち次に掲げる統計調査について、社会・経済情勢に対応した統計データを迅速かつ的確に作成するため、総務省が定める基準に基づいて適切に事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに当該区分の製表結果を総務省に提出する。

その際、調査票の記入不備の増加やオンライン調査の導入・拡大等に伴い必要となる対応に適切に取り組むほか、格付支援システム等の情報通信技術の活用など、業務改善への積極的な取組により、業務の効率化と品質の維持・向上を図る。

また、これらの統計調査のほか、国勢調査等の実施に総務省が必要と認める調査等についても総務省が定める基準に基づいて事務を進める。

なお、感染症拡大や大規模災害等の不測の事態（以下「不測の事態」という。）が生じた場合、製表業務を始めとする業務の確実かつ継続的な実施を図るため、過去の不測の事態の下で講じた対策も参考に業務体制を変更する等の措置を講じる。また、その時々的情勢や法人の状況等の変化に応じて各業務の在り方や重要性に影響が生じる場合は、その影響の度合いも踏まえて、法人全体としてマネジメントを含め柔軟かつ的確に対応する。

#### (1) 人口に関する統計調査

統計調査名等	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
国勢調査	令和7年調査に関する製表事務	人口速報集計 結果表 人口等基本集計 結果表 人口移動集計（移動人口の男女・年齢等集計） 小地域集計（人口等基本集計に関する集計） 小地域集計（移動人口の男女・年齢等集計に関する集計） 就業状態等基本集計	令和8年5月 令和8年9月 令和8年12月 令和8年12月 令和9年2月 令和9年3月
社会生活基本調査	令和8年調査に関する製表業務	調査票Aに関する集計 生活行動編 生活時間編 時間帯編 平均時刻編 調査票Bに関する集計 生活時間編 時間帯編	令和9年度に継続 令和9年度に継続 令和9年度に継続 令和9年度に継続 令和9年度に継続 令和9年度に継続
労働力調査	令和8年3月から令和9年2月調査に関する製表事務	基本集計 月次 結果表	調査月の翌月下旬

統計調査名等	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
労働力調査 (続き)	令和8年1月から令和8年12月調査に関する製表事務  令和7年4月から令和8年3月調査に関する製表事務 令和8年1月から令和8年12月調査に関する製表事務	四半期平均 結果表  年平均 結果表 年度平均 結果表  詳細集計 四半期平均 結果表  年平均 結果表	令和8年4月、7月、10月、令和9年1月の下旬 令和9年1月下旬 令和8年4月下旬  令和8年5月、8月、11月、令和9年2月 令和9年2月

## (2) 経済に関する統計調査

統計調査名等	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
経済センサス (基礎調査・活動調査)	令和7年調査に関する製表事務 (基礎調査)	乙調査 事業所の活動状況に関する集計 結果表 新規把握事業所に関する集計 結果表	令和8年5月  令和8年5月
	令和8年調査に関する製表事務 (活動調査)	速報集計 事業所に関する集計 結果表 企業等に関する集計 結果表 確報集計 事業所に関する集計 結果表 企業等に関する集計 結果表	令和9年度に継続  令和9年度に継続  令和9年度に継続 令和9年度に継続
経済構造実態調査	令和6年調査に関する製表事務	二次集計 (改定値) 結果表 三次集計 (改定値) 結果表	令和8年7月  令和8年10月
	令和7年調査に関する製表事務	二次集計 結果表 三次集計 結果表 四次集計 結果表	令和8年7月 令和8年10月 令和8年12月
個人企業経済調査	令和8年調査に関する製表事務	結果表	令和9年1月下旬
科学技術研究調査	令和8年調査に関する製表事務	結果表	令和8年12月上旬
サービス産業動態統計調査	令和8年2月から令和9年1月調査に関する製表事務 令和8年1月から令和8年12月調査に関する製表事務	速報集計 月次 結果表  四半期平均 結果表  年平均 結果表	調査月の翌々月下旬 (令和9年1月調査は調査月の翌々月中旬) 令和8年5月、8月、11月、令和9年2月の下旬 令和9年2月下旬

統計調査名等	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
サービス産業 動態統計調査 (続き)	令和7年11月から令 和8年10月調査に関 する製表事務  令和7年10月から令 和8年9月調査に関 する製表事務 令和7年1月から令 和7年12月調査に関 する製表事務 令和7年4月から令 和8年3月調査に関 する製表事務	確報集計 月次 結果表  四半期平均 結果表  年平均 結果表  年度平均 結果表	調査月の5か月後下 旬(令和8年10月調査 は、調査月の5か月後 中旬) 令和8年5月、8月、 11月、令和9年2月の 下旬 令和8年5月下旬  令和8年8月下旬

### (3) 消費に関する統計調査

統計調査名等	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
全国家計構造 調査	令和6年調査に関す る製表事務	家計収支に関する集計 結 果表 所得に関する集計 結果表 家計資産・負債に関する集 計 結果表 年間収入・資産分布等に関 する集計(ジニ係数、貧困率 等) 結果表 年間収入・資産分布等に関 する集計(ジニ係数、貧困率 等を除く) 結果表 準調査世帯に関する集計 結果表 日本標準職業分類による集 計 結果表 誤差集計	令和8年7月  令和8年7月 令和8年7月 令和8年7月 令和8年10月 令和8年12月 令和9年1月 令和9年3月
小売物価統計 調査 (消費者物価 指数)	令和8年4月から令 和9年3月調査に関 する製表事務 令和8年3月から令 和9年3月調査に関 する製表事務 令和7年1月から令 和7年12月調査に関 する製表事務  令和8年4月から令 和9年3月調査によ り作成される消費者	動向編 月次 東京都区部 結果表  全国 結果表  年平均 結果表  月次 東京都区部 結果表	調査月の下旬  調査月の翌月中旬  令和8年4月  調査月の下旬

統計調査名等	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
小売物価統計調査 (消費者物価指数) (続き)	物価指数に関する製表事務 令和8年3月から令和9年3月調査により作成される消費者物価指数に関する製表事務 令和8年1月から令和8年12月調査により作成される消費者物価指数に関する製表事務 令和8年4月から令和9年3月調査により作成される消費者物価指数に関する製表事務 令和7年4月から令和8年3月調査により作成される消費者物価指数に関する製表事務 令和7年1月から令和7年12月調査に関する製表事務 令和8年1月から令和8年12月調査に関する製表事務	全国 結果表 四半期平均 結果表 年平均 東京都区部 結果表 全国 結果表 年度平均 東京都区部 結果表 全国 結果表 構造編 消費者物価地域差指数 結果表 消費者物価地域差指数 結果表	調査月の翌月中旬 令和8年4月、7月、10月、令和9年1月の中旬 令和8年12月下旬 令和9年1月中旬 令和9年3月下旬 令和8年4月中旬 令和8年9月 令和9年度に継続
家計調査	令和8年2月から令和9年2月調査に関する製表事務 令和8年1月から令和8年12月調査に関する製表事務 令和7年4月から令和8年3月調査に関する製表事務 令和7年11月から令和8年10月調査に関する製表事務	家計収支編 月次 二人以上の世帯 結果表 単身世帯 結果表 総世帯 結果表 四半期平均 結果表 年平均 結果表 年度平均 結果表 貯蓄・負債編 月次 二人以上の世帯 結果表	調査月の翌々月上旬 調査月の翌々月上旬 調査月の翌々月上旬 令和8年5月、8月、11月、令和9年2月の上旬 令和9年2月上旬 令和8年5月上旬 調査月の5か月後上旬。(令和7年12月、令和8年3月、6月、)

統計調査名等	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
家計調査 (続き)	令和7年10月から令和8年9月調査に関する製表事務 令和7年1月から令和7年12月調査に関する製表事務 令和7年調査準調査世帯集計に関する製表事務 令和8年調査準調査世帯集計に関する製表事務	四半期平均 結果表 年平均 結果表 二人以上の世帯 結果表 単身世帯 結果表 二人以上の世帯 結果表 単身世帯 結果表	9月は調査月の4か月後下旬) 令和8年5月中旬、7月、10月、令和9年1月の下旬 令和8年5月中旬  令和8年10月下旬 令和8年10月下旬  令和9年度に継続 令和9年度に継続
家計消費状況調査	令和8年2月から令和9年2月調査に関する製表事務 令和8年1月から令和8年12月調査に関する製表事務  令和7年4月から令和8年3月調査に関する製表事務	月次 結果表  四半期平均 結果表  年平均 結果表 年度平均 結果表	調査月の翌々月上旬  令和8年5月、8月、11月、令和9年2月の月上旬 令和9年2月上旬 令和8年5月上旬
家計消費単身モニター調査	令和8年2月分から令和9年2月分調査に関する製表事務	月次 結果表	調査月の翌々月上旬

## 2 統計データの利活用の推進に関する事項

### (1) 加工統計等の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理

次に掲げる統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理について、総務省が定める基準に基づいて適切に事務を行う。

業務名	事務の範囲	予定製表結果等	業務終了予定時期
地域メッシュ統計	令和7年国勢調査に関する地域メッシュ統計 図心の審査 人口等基本集計に関する編成 就業状態等基本集計に関する編成	納品データ メッシュデータ メッシュデータ	令和9年2月 令和9年度に継続 令和9年度に継続
社会生活統計指標	2025年度データの収集・整備・報告書結果表の作成 2026年度データの収集・整備・報告書結果表の作成	市区町村データ 都道府県データ 市区町村データ	令和8年5月 令和9年2月 令和9年度に継続
人口推計	各月1日現在人口 各年10月1日現在人口	基礎人口連絡表 結果表	毎月中旬 令和9年3月
消費動向指数（CTI）	消費動向指数を作成するための結果表出力	月次結果表 四半期平均結果表 年平均結果表	調査月の翌々月上旬 令和8年5月、8月、11月、令和9年2月の月上旬 令和9年2月上旬
住民基本台帳人口移動報告	結果表出力	月次結果表 年次結果表	調査月の翌月中旬 令和9年度に継続

### (2) 調査票情報の二次的利用

統計法（平成19年法律第53号）第37条の規定に基づき国の行政機関から委託を受けた事務を含む以下ア～ウの調査票情報の二次的利用に関する事務を適切に行う。

「調査票情報の円滑な二次的利用の確保に向けた調査票データ等の整備方針」（令和6年2月26日統計企画会議、統計基盤デジタル化推進会議申合せ）に基づく、調査票情報の提供に係る一連の事務のデジタル化の推進に当たり、各府省が実施する調査票データ等の整備に関し、問合せ窓口の設置等により、確実かつ円滑に実施できるよう支援する。

また、国勢調査等のうち総務省が指定する統計調査について、統計調査の結果公表後速やかに提供を開始するために、調査票情報の提供用データの作成を行う。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定。以下「公的統計基本計画」という。）に基づき、総務省及び各府省と連携して、調査票情報等の利用者の利便性向上や利用可能な統計調査の拡充に資する取組を行い、提供及び活用を推進する。推進に当たっては、利用相談等を通じたニーズの把握、広報活動による周知・普及促進、学会等と密接な連携などの取組を行い、平成30年度から令和4年度までの平均以上の提供実績となるよう努める。

以下の学術研究機関等と連携協力し、公的統計の二次的利用に関する研究・開発、普及・啓発の推進及び研究者等に向けた二次的利用サービスの充実を図る。

法人名	組織	連携協力締結年度
一橋大学	経済研究所附属社会科学統計情報研究センター	平成20年度
神戸大学	大学院経済学研究科	平成21年度
法政大学	日本統計研究所	平成21年度
情報・システム研究機構	統計数理研究所	平成22年度
滋賀大学	データサイエンス教育研究センター	平成28年度

ア 調査票情報のオンライン利用

オンライン利用に係る統計法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用及び同法第33条の規定に基づく調査票情報の提供を適切に行う。また、同法第37条の規定に基づき国の行政機関から委託を受ける同法第33条の2の規定に基づく一般からの求めに応じた調査票情報の提供についても、受益者負担の原則の下、適切に行う。

イ 一般からの委託に応じた統計の作成等（オーダーメイド集計）

統計法第37条の規定に基づき国の行政機関から委託を受ける同法第34条に規定する一般からの委託に応じた統計の作成等について、受益者負担の原則の下、履行期限までに適切に行う。

令和8年度においては、次に掲げる統計調査のオーダーメイド集計を行うことを予定している。

統計調査名及び対象範囲	対象年次
国勢調査（総務省）	昭和55年、60年 平成2年、7年、12年、17年、22年、27年 令和2年
学校基本調査（文部科学省） 大学、大学院、短期大学 小学校、中学校	平成20年度～26年度 平成20年度～22年度
賃金構造基本統計調査（厚生労働省） 個人票に係る集計	平成18年～令和7年
建築着工統計調査（国土交通省）	平成21年4月～令和8年3月
全国家計構造調査（旧全国消費実態調査） （総務省）	平成6年、11年、16年、21年、26年 令和元年
社会生活基本調査（総務省）※	昭和56年、61年 平成3年、8年
調査票A	平成13年、18年、23年、28年 令和3年
就業構造基本調査（総務省）	昭和54年、57年、62年 平成4年、9年、14年、19年、24年、29年 令和4年
住宅・土地統計調査（総務省）	昭和53年、58年、63年 平成5年、10年、15年、20年、25年、30年 令和5年
労働力調査（総務省） 基礎調査票 特定調査票	昭和55年1月～令和7年12月 平成14年1月～令和7年12月
家計調査（総務省）	昭和56年1月～令和7年12月
家計消費状況調査（総務省）	平成14年1月～令和7年12月
消費動向調査（内閣府）	平成16年4月～令和8年3月
企業行動に関するアンケート調査（内閣府）	平成18年度～令和2年度
経済センサス 基礎調査（総務省） 活動調査（総務省及び経済産業省）	平成26年、令和元年 平成24年、28年
地方公務員給与実態調査（総務省）	平成30年
経済産業省企業活動基本調査（経済産業省）	2023年
家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る 実態調査全国試験調査（環境省）	平成26年～27年
家庭部門のCO2排出実態統計調査（環境省）	平成29年度～令和5年度

※社会生活基本調査（総務省）は、平成13年調査から、2種類の調査票（調査票A及び調査票B）に変更。平成13年以降は調査票Aのみが提供対象

ウ 匿名データの作成及び提供

- ① 国勢調査等のうち総務省が指定するもの及び国の行政機関から事務の委託を受ける統計調査について、統計法第35条に規定する匿名データの作成を行う。
- ② 統計法第37条の規定に基づき国の行政機関から委託を受ける同法第36条に規定する一般からの求めに応じた匿名データの提供について、受益者負担の原則の下、適切に行う。

令和8年度においては、次に掲げる統計調査の匿名データを提供することを予定している。

統計調査名	対象年次
全国家計構造調査（旧全国消費実態調査） （総務省）	平成元年、6年、11年、16年、21年、26年 令和元年
就業構造基本調査（総務省）	平成4年、9年、14年、19年、24年、29年 令和4年
社会生活基本調査（総務省）*	平成3年、8年
調査票A	平成13年、18年、23年、28年
調査票B	令和3年
住宅・土地統計調査（総務省）	平成5年、10年、15年、20年、25年、30年 令和5年
労働力調査（総務省）	平成元年1月～令和6年12月
国勢調査（総務省）	平成12年、17年、22年、27年 令和2年
賃金構造基本統計調査（厚生労働省）	平成27年、28年、29年、30年 令和元年

\*社会生活基本調査（総務省）は、平成13年調査から、2種類の調査票（調査票A及び調査票B）に変更。平成13年以降は調査票ごとに提供

**(3) 統計データ利活用センターによる取組**

統計データ利活用センターにおいて、総務省と連携して以下の取組を含む統計マイクロデータの提供等の業務を行う。

- ① ICTを活用し情報セキュリティを確保しつつ高度なデータ解析を可能とするオンサイト施設の円滑な運用管理を行う。
- ② 全国の大学等へのオンサイト利用による有用性等について周知・広報を積極的に行うなどオンサイト利用の全国的な展開に向けて必要となる取組を行う。
- ③ オンサイト利用促進のために更なる利便性向上策等の検討を進める。

**(4) 統計リテラシー向上のための取組**

総務省と共催する「統計データ分析コンペティション」において活用する「教育用標準データセット」(Standardized Statistical Data Set for Education: SSDSE)の整備や、統計学習支援の資料として当該データセットの一般への提供、各学会への広報活動、統計データ分析コンペティションホームページの充実など社会全体の統計リテラシー向上のための取組を総務省と連携して実施する。

また、中等教育段階及び高等教育段階における数理・データサイエンス教育に活用可能な素材等を整備し、教材として普及させる取組を行う。

**3 公的統計の発展の支援に関する事項**

**(1) 委託を受けて行う統計調査等の製表**

ア 年度目標において受託が指示されている統計調査等の受託製表

次に掲げる統計調査等について、国の行政機関及び地方公共団体からの委託を受けて、委託者が明示する基準に基づき製表業務を迅速かつ的確に行う。

統計調査名等	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
国家公務員退職手当実態調査 (内閣官房)	令和8年調査に関する製表事務	結果表	令和8年11月
国家公務員給与等実態調査 (人事院)	令和8年調査に関する製表事務	結果表	令和8年8月
職種別民間給与実態調査 (人事院)	令和8年調査に関する製表事務	結果表	令和8年7月
民間企業の勤務条件制度等調査 (人事院)	令和8年調査に関する製表事務	結果表	令和9年2月
家計調査特別集計(標準生計費・各分位) (人事院)	令和7年調査の特別集計に関する製表事務 令和8年調査の特別集計に関する製表事務	結果表 結果表	令和8年4月 令和9年度に継続
全国家計構造調査特別集計(標準生計費・各分位) (人事院)	令和6年調査の令和7年度特別集計に関する製表事務 令和6年調査の令和8年度特別集計に関する製表事務	結果表 結果表	令和8年5月 令和9年度に継続
公害苦情調査 (総務省)	令和7年度調査に関する製表事務	結果表	令和8年10月
雇用動向調査 (厚生労働省)	令和7年調査に関する製表事務 令和8年調査に関する製表事務	下半期調査 結果表 年計 結果表 上半期調査 結果表 下半期調査 結果表 年計 結果表	令和8年5月 令和8年5月 令和8年11月 令和9年度に継続 令和9年度に継続
賃金構造基本統計調査 (厚生労働省)	令和8年調査に関する製表事務	結果表 報告書用結果表	令和9年1月 令和9年3月
貨物自動車運送事業輸送実績調査 (国土交通省)	令和6年度調査に関する製表事務 令和7年度調査に関する製表事務	結果表 結果表	令和8年6月 令和9年度に継続
内航船舶輸送統計調査 (国土交通省)	令和7年度調査に関する製表事務 令和8年1月から令和8年12月調査に関する製表事務	自家用船舶輸送実績調査 結果表 内航船舶輸送実績調査 月次 結果表  精度計算  令和7年度計 結果表	令和8年6月  調査月の3か月後下旬 調査月の3か月後下旬 令和8年6月
船員労働統計調査 (国土交通省)	令和7年調査に関する製表事務 令和8年調査に関する製表事務	第二号調査(漁船) 結果表 第一号調査(一般船舶) 結果表 精度計算 結果表	令和8年6月  令和8年12月 令和8年12月

統計調査名等	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
船員労働統計調査 (国土交通省) (続き)		第三号調査(特殊船) 結果表	令和8年12月
建設工事統計調査 (国土交通省)	令和8年度調査に関する製表事務 令和8年3月から令和9年2月調査に関する製表事務	建設工事施工統計調査 結果表 建設工事受注動態統計調査 月次 結果表 令和7年度計 結果表 令和7年度報 結果表 令和8年計 結果表	令和9年3月  調査月の翌々月上旬 令和8年5月 令和8年5月 令和9年2月
建築着工統計調査 (国土交通省)	令和8年3月から令和9年2月調査に関する製表事務	月次 結果表 令和7年度計 結果表 令和8年計 結果表	調査月の翌月下旬 令和8年4月 令和9年1月
建築物滅失統計調査 (国土交通省)	令和8年2月から令和9年1月調査に関する製表事務	月次 結果表 令和7年度計 結果表 令和8年計 結果表	調査月の翌々月下旬 令和8年6月 令和9年3月
建設総合統計 (国土交通省)	令和8年2月から令和9年1月調査に関する製表事務 令和5年4月から令和8年3月調査の遡及集計に関する製表業務	月次 結果表 令和7年度計 結果表 令和8年計 結果表 遡及集計(令和8年度公表分)	調査月の翌々月中旬 令和8年5月 令和9年2月 令和8年5月
労働力調査地方別集計 (都道府県)	令和8年調査に関する製表事務	四半期平均 結果表  年平均 結果表	令和8年4月、7月、10月、令和9年1月の下旬 令和9年1月

イ 年度目標において受託が指示されている統計調査以外の受託製表

上記アの受託製表のほか、国の行政機関及び地方公共団体の行う公的統計の整備を支援するため、上記第1の1の国勢調査等の製表業務を圧迫しない範囲で、国の行政機関又は地方公共団体から委託を受けて製表業務を迅速かつ的確に行う。なお、これらの製表業務の受託に当たっては、実費に相当する費用の徴収を原則とし、コスト管理を徹底する。

令和8年度においては、次に掲げる統計調査の製表について受託することを予定している。

統計調査名等	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
東京都生計分析調査 (東京都)	令和8年2月から令和9年1月調査に関する製表事務	月次 結果表 年平均 結果表	調査月の翌々月中旬 令和9年2月
経済センサス - 活動調査 (東京都)	令和3年調査の再編加工に関する製表事務	結果表	令和9年3月
国勢調査地方別集計 (神奈川県)	令和7年国勢調査の地方別集計に関する製表事務	結果表	令和9年3月

## (2) 委託を受けて行う統計調査の実施

次に掲げる統計調査について、調査実施者からの委託を受けて、委託者が明示する基準に基づき、定められた期日までに的確に実施する。

統計調査名	事務の範囲	予定成果物	業務終了予定時期
経済センサス - 活動調査（総務省及び経済産業省）	調査依頼、調査用品の配布、調査票の回収・受付、簡易検査、疑義照会、未提出企業への督促等	納品データ	令和9年3月
科学技術研究調査（総務省）	調査依頼、調査用品の配布、調査票の回収・受付、簡易検査、未提出企業への督促等	納品データ	令和9年3月
サービス産業動態統計調査（総務省）	調査依頼、調査用品の配布、調査票の回収・受付、簡易検査、疑義照会、未提出企業への督促等	納品データ	令和9年3月

また、従前の製表業務において蓄積された知見などを活用しつつ、報告者ごとに専任の職員が積極的な回答の支援（以下「企業調査支援事業」という。）を実施し、効果的かつ効率的に業務を進めながら調査結果の質を確保する。特に、経済センサス - 活動調査については、前回調査からの調査事項の変更や公表早期化が行われることから、審査プロセスの見直し、事務の効率化並びに徹底した品質管理及び工程管理を行い、これに着実に対応する。

あわせて、調査実施者からの委託を受けて、令和9年度に実施する調査に係る企業調査支援事業の準備を進める。

## (3) 政府統計共同利用システムの運用管理及び統計基盤のデジタル化の推進

「政府統計共同利用システム基本規程」（令和5年5月31日統計基盤デジタル化推進会議決定）に基づき、政府統計共同利用システムの適正かつ円滑な運用管理や利用者が同システムの各機能を円滑に利用するために必要な支援等を行うとともに、統計データの提供を確実に行う。なお、政府統計共同利用システムのシステム稼働率は、保守作業等（回線工事等の外部要因を含む。）による計画停止時間を除き、国民向けサービスについては99.75%以上、行政向けサービスについては99.50%以上を目標とする。

公的統計基本計画等に基づき、統計基盤のデジタル化の推進を図るため、利用者の利便性向上に資する取組を進めるとともに、引き続き高度利用型統計データ化を図るための取組を進める。また、政府統計共同利用システムの更改に向け、関係する各種政府決定等を踏まえつつ、現状のシステム機能や運用面における諸課題に対応した要件定義等を実施する。

## (4) 事業所母集団データベースの整備及び運用管理

統計法第27条に規定する事業所母集団データベースの整備について、総務省が定める基準に基づき、事業所母集団情報の登録、更新等の以下の整備業務を適切に実施するとともに、事業所母集団データベースシステムを用いて、各府省等に対する事業所母集団データベースに登録されている情報の提供や調査対象者の重複是正の支援、統計調査の調査履歴の登録管理等の運用管理を適切に行う。

- ① 企業調査支援事業等で把握する情報を用いたデータ整備
- ② EDINET（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）情報、各府省が実施する事業所・企業に関する統計調査の情報等を用いたデータ整備

また、公的統計基本計画における指摘を踏まえ、総務省が行う、母集団情報の効果的かつ効率的な整備を推進するための検討に対して、技術的な面からの支援を行う。

## (5) 各府省支援業務

公的統計基本計画に基づき、以下のとおり各府省の統計作成を支援する。

- ① 統計の作成等に関する各府省からの相談のうち、製表に関する事項等について、支援を行う。
- ② 統計基盤のデジタル化の推進に当たり、総務省が定める基準に基づき、各府省に対して技術的な支援を行う。

## 4 統計に関する技術の研究及び国際協力に関する事項

### (1) 統計に関する技術の研究

ア 製表業務の高度化・効率化や製表結果の品質向上に資するための研究

#### ○ 消費動向指数に関する研究

消費動向指数の作成にビッグデータを活用する手法など、指数の改善に向け、更なる研究を行う。

イ 統計ニーズの多様化への対応などに資するための研究

広く一般的に活用可能な一般用マイクロデータの作成に関する研究を行う。なお、令和8年度においては、高等教育やプログラムテスト等に資する一般用マイクロデータを総務省統計局所管調査について作成する。

ウ 研究成果の普及及び研究活動の推進

統計技術や研究成果の普及を図る観点から、研究報告書などの各種資料の刊行や学術誌等への投稿、関連学会等における発表を推進する。また、外部の研究者等を招へいた研究会又は講演会を開催するほか、製表業務の高度化・効率化や製表結果の品質向上に資するために必要な国内外における統計技術や公的統計に関する情報の収集を実施するとともに、必要に応じて統計研究研修所や大学等の研究機関、国際機関や諸外国の統計機関等との間で技術協力や連携も併せて実施し、研究活動を推進する。

### (2) 統計活動に関する国際協力

国際的な統計の発展への貢献及び統計技術の向上を図るため、国際機関及び各国における統計活動への協力、国際的な動向等に関する情報収集、国際会議等への参加、諸外国の統計データを利用するための環境整備等に、総務省と連携して取り組む。

## 5 その他

上記第1の1から4までに掲げる業務を行うに当たっては、製表結果の精度確保に努めるとともに秘密の保護を徹底する。特に、製表結果の精度確保に当たっては、製表業務の各段階において、取組状況の監視、達成状況の評価、更なる活動内容の見直しを行い、製表業務の品質管理におけるPDCAサイクルを着実に実施することにより、品質の維持・向上に努める。

特に、調査票等の適正な管理を含め、統計センターの業務プロセス全般について令和7年度に実施したリスクの再点検によって明らかとなった課題等に対して、必要な措置を講じる。

また、ISMSに基づくマネジメントシステムを運用しつつ情報セキュリティ対策を確実に実施し、調査票情報、公表期日前情報等の秘密の保護を徹底する。

## 第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 業務運営の効率化に関する事項

#### (1) 計画的な業務運営の効率化に向けた取組

統計作成の全プロセスについて、取組状況の監視、達成状況の評価、更なる活動内容の見直しを行い、品質管理におけるPDCAサイクルを着実に実施する。これにより、品質の維持・向上に努めるとともに、業務改善への積極的な取組を行い、業務運営の効率化の推進を図る。また、ABC/ABM（活動基準原価計算／活動基準管理）を基礎としたコスト管理を推進する。

## (2) 業務経費及び一般管理費の削減

業務経費及び一般管理費（情報システム関係経費、庁舎維持管理費、製表業務アウトソーシング等推進費、各種法令等により生じる義務的な経費等の所要額計上を必要とする経費及び周期統計調査に係る経費を除く。）に係る運営費交付金について、新規追加及び拡充部分並びに物価変動による影響分を除き、業務の質の確保に留意しつつ、令和5年度から令和9年度までの5年間で、令和4年度の該当経費相当に対する割合を85%以下とする。

令和8年度においては、上記目標を達成するため、経費の効率的な執行に努め、当該経費について対前年度比3.2%の削減を図る。

## (3) 効率的な組織体制の整備及び管理

業務運営に必要な人員については、業務の質の低下を招かないよう配慮しつつ、引き続き業務の効率化を図り、不断の見直しを行う。その上で、令和5年度から令和9年度末までの常勤役職員数については、平成30年度から令和4年度までの実績を上回る削減に努める。

令和8年度においては、既存業務に係る常勤役職員数を2人削減する。

## (4) 給与水準の適正化等

役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表する。

## (5) 製表業務の民間委託等に向けた取組

製表業務について、次の統計調査の調査票の受付整理、分類符号の格付等は、コストの分析・比較を行った上で、民間事業者を積極的に活用し、効率的な業務実施を図る。

なお、民間委託に当たっては、国民の信頼を損なわぬよう、委託業務の適切な管理監督の下、統計の品質を維持・向上と厳格な秘密の保護を徹底する。

- ① 令和7年国勢調査の調査関係書類の受付整理、OCR入力、調査票保管、調査票の翻訳及び産業・職業大分類符号格付業務
- ② 令和8年社会生活基本調査の調査関係書類の受付整理及びOCR入力業務
- ③ 令和8年経済センサス-活動調査の調査関係書類の受付整理、スキヤニング、データ入力業務及び産業小分類符号格付業務

## (6) 情報通信技術を活用した業務運営の効率化

情報通信技術の積極的な導入・活用を図ることにより、生産性を向上させ、業務運営の効率化を推進する。令和8年度は格付支援システムを以下の業務に適用し、業務の効率化を図る。

- ① 令和7年国勢調査の就業状態等基本集計の産業・職業大分類符号格付は、格付率75%以上、正解率98%以上を目標値とする。抽出詳細集計の産業・職業小分類符号格付は、格付率55%以上、正解率97%以上を目標値とする。
- ② 令和8年社会生活基本調査の職業中分類符号格付は、格付率65%以上、正解率97%以上を目標値とする。詳細種目分類符号格付は、格付率65%以上を目標値とする。生活行動分類符号格付は、格付率65%以上、正解率97%以上を目標値とする。
- ③ 労働力調査の産業・職業中分類符号格付は、格付率40%以上、正解率98%以上を目標値とする。
- ④ 令和8年経済センサス-活動調査の産業小分類符号格付は、格付率29%以上、正解率97%以上を目標値とする。
- ⑤ 家計調査オンライン調査票の収支項目分類符号格付は、格付率75%以上、正解率97%以上を目標値とする。

## (7) 情報システムの整備及び管理

情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）を踏まえ、適切に実施するとともに、PMOによる全体管理を通じてPJMOを支援する体制の下、利用者に対する利便性の向上や情報システムの整備及び管理の効率化に継続して取り組む。また、AIの利活用については、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（令和7年法律第53号）や「人工知能基本計画」（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、AIの利活用推進を重要な取組として位置付けた上で、総務省で定める利活用ルール等を参考にしつつ、AIの適用分野・方法等について組織内での検討を行い、適切に取り組む。

## 2 調達等の合理化に関する事項

### (1) 調達等合理化計画

公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「調達等合理化計画」を策定し、同計画に基づく取組を着実に実施する。

また、一般競争入札等を原則とし、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

さらに、一者応札・一者応募については、真に競争性が確保されているか、独立行政法人統計センター契約監視委員会において契約状況の点検・見直しの状況について審議を行い、その結果に的確に対応する。

これらの取組状況、審議概要及び契約内容については、ホームページを通じて公表する。

### (2) 契約内容の監査

監事による監査において、入札・契約の内容について定期的なチェックを受ける。

## 第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

適正な財務管理を行い、上記第2の1（2）を達成するとともに、経費全体の効率的な執行を図る。

また、令和8年度においては、上記第1の2（2）に掲げる調査票情報の二次的利用に関する取組について、自己収入の拡充に努める。

予算、収支計画及び資金計画については、別添のとおりとする。

## 第4 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、27億円とし、運営費交付金等の交付時期にずれが生じた場合、不測の事態が生じた場合等に充てるために用いるものとする。

## 第5 不要財産等の処分に関する計画

計画なし。

## 第6 重要な財産の譲渡等に関する計画

計画なし。

## 第7 その他の業務運営に関する事項

### 1 施設及び設備に関する計画

計画なし。

### 2 人事に関する計画

#### (1) 人材確保・育成の推進

製表業務に必要な高度な技術の継承・発展を図るとともに、業務の多様化に対応し、将来にわたって社会の要請に応える組織を人材面からも支えるため、統計センターが策定した「人材確保・育成方針」及び「人材確保・育成実行計画」に基づき、人材の確保・

育成のための4つの方策「積極的な採用戦略」、「長期的な視点に立った多様なキャリアパスに基づく人材管理」、「成長サポート 1 on 1 ミーティング」による対話の実施」及び「主体的な成長を促す研修の実施と自己啓発の推奨」について、着実に実行する。

## (2) 人事評価制度

能力評価及び業績評価から成る人事評価制度により、適正な人事評価を行う。

## (3) ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき策定した「独立行政法人統計センター一般事業主行動計画」に基づく取組等を行う。

## 3 積立金の処分に関する計画

当該事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち、独立行政法人統計センター法（平成11年法律第219号）第13条第1項の規定に基づき、総務大臣の承認を受けた金額について、承認を受けた以下の業務の財源に充てることとする。

- ① 自己収入により取得した固定資産の未償却残高相当額等に係る会計処理
- ② 前事業年度以前にリース資産取得に係る一括仕入税額控除を受けた消費税のうち、令和8年度中に発生する消費税の支払
- ③ 定年引上げに伴う勤務意思確認により令和8年度中に発生する退職手当の支払
- ④ 令和7年度補正予算（第1号）により措置された「強い経済」を実現する総合経済対策の一環として、令和8年度中に発生する統計基盤のデジタル化の推進経費の支払

## 4 その他統計センターの業務の運営に関し必要な事項

### (1) 内部統制の充実・強化

- ① 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）等を踏まえて整備した体制を基に、理事長のトップマネジメントにより実効性のある内部統制システムの運用に努め、引き続き内部統制の充実・強化を図る。
- ② 業務運営及び公的統計に対する信頼性を確保する観点から、全職員に対してコンプライアンス研修を実施し、事業活動に関わる法令その他の規範の遵守の徹底を図る。
- ③ 内部監査を実施し、事業計画の達成に向けた適正かつ能率的な業務運営の確保を図る。

### (2) 情報セキュリティ対策の徹底

調査票情報、公表前情報その他の保有する情報を保全し、より高度化する外部からの不正アクセスやコンピュータウイルスの侵入等を防ぎ、業務の確実な実施を確保する観点から、情報セキュリティに関する事故の発生を未然に防止するため、外部からの不正アクセス、サイバー攻撃及び標的型攻撃メールなどへの対策を講じるとともに、次の情報セキュリティ教育や情報管理の徹底を図る取組等を行い、更なる情報セキュリティ対策を講じる。

- ① 全職員を対象とした情報セキュリティに関するeラーニングを1回以上実施する。
- ② eラーニング実施後、情報セキュリティポリシーの内容に対する理解度を把握するための確認試験を実施し、全職員が100点を目指す。
- ③ 業務の民間委託等に当たっては、情報セキュリティポリシー等を踏まえた対策を講じることを仕様書等で明確化する。
- ④ ISMSに基づくマネジメントシステムを的確に運用する。ISMSの継続に向けて、情報資産管理台帳の見直し、リスク分析等を行う。

### (3) 危機管理の徹底

- ① 危機管理体制の点検を1回以上実施するとともに、防災の日等の機会をとらえ、職員の防災に関する意識の向上に努めるなど、災害や緊急事態に即応できるような体制を保持し、危機管理を徹底する。
- ② 大規模な自然災害に伴う様々な緊急事態に対し、業務が継続できるよう機動的に対応する。
- ③ 製表業務に用いる情報システム等については、災害や緊急事態に備えてバックアップ体制を保持するなど、危機管理を徹底する。

### (4) 環境への配慮

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、引き続き適正な環境物品の調達を図るよう努める。

### (5) 職員の安全・健康管理

- ① 職員の定期健康診断や産業医等による職場巡視を実施するとともに、衛生委員会を定期的に開催することを通じて、職員の安全衛生や健康管理を推進する。
- ② メンタルヘルスについては、講習会の開催や学習サイトの活用により、職員の基礎知識の向上を図るとともに、管理監督者によるラインケアの向上を図る。また、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、全職員を対象にしたメンタルヘルス診断について、診断ソフトウェアを用いて実施し、各職員のストレスへの気付きを促す。診断結果を踏まえた対応により、ストレスを低減させ、メンタルヘルス不調を未然に防止するよう努めるとともに、職場内のストレス度を把握し、職場環境の改善を図る。

## 事業計画予算

令和8年度

(単位:百万円)

区 別	統計調査 製表事業	統計データ利 活用推進事業	公的統計発展 支援事業	技術研究・国際 協力事業	法人共通	合 計
収入						
運営費交付金収入	7,383	516	1,465	169	1,169	10,701
受託製表収入	-	-	30	-	-	30
政府統計共同利用 システム運用管理等収入	-	110	974	-	-	1,084
統計作成支援事業収入	-	9	-	-	-	9
その他の収入	-	-	-	-	-	-
計	7,383	635	2,469	169	1,169	11,824
支出						
業務経費	3,497	80	303	26	81	3,987
経常統計調査等に係る経費	1,166	80	233	26	81	1,586
周期統計調査に係る経費	2,331	-	70	-	-	2,401
受託製表経費	-	-	30	-	-	30
政府統計共同利用 システム運用管理等経費	-	110	974	-	-	1,084
統計作成支援事業経費	-	9	-	-	-	9
一般管理費	153	17	31	4	128	334
人件費	3,732	418	1,131	139	959	6,379
計	7,383	635	2,469	169	1,169	11,824

各欄と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

## 【人件費の見積り】

期間中 5,209 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

#### 【運営費交付金の算定ルール】

運営費交付金 = 人件費 + 業務経費 + 一般管理費 - 自己収入（人件費相当分）

人件費 = 前年度予算額 × 給与改定率 + 特殊要因（退職手当等）

業務経費 = 経常統計調査等に係る経費 + 周期統計調査に係る経費

経常統計調査等に係る経費 = 前年度予算額（「所要額計上経費」を除く。） ×  
政策係数（ $\alpha$ ） × 効率化係数（ $\beta$ ） ×  
消費者物価指数（CPI）（ $\gamma$ ） +  
当年度の所要額計上経費

周期統計調査に係る経費については、各年度必要な額を見積り、計上する。

一般管理費 = 前年度予算額（「所要額計上経費」を除く。） × 効率化係数（ $\beta$ ）  
× 消費者物価指数（CPI）（ $\gamma$ ） + 当年度の所要額計上経費

自己収入（人件費相当分）については、過去実績等を勘案し、当年度に想定される受託製表収入及び統計作成支援事業収入の見込額のうち人件費相当分を計上する。

#### 予算額計算の前提条件

- 1 政策係数（ $\alpha$ ）を1.00とする。
- 2 効率化係数（ $\beta$ ）を0.968とする。
- 3 消費者物価指数（ $\gamma$ ）を1.027とする。

また、「所要額計上経費」とは、情報システム関係経費、庁舎維持管理費、製表業務アウトソーシング等推進費、各種法令等により生じる義務的な経費等の所要額計上を必要とする経費とする。

# 収支計画

令和8年度

(単位:百万円)

区 別	統計調査 製表事業	統計データ利 活用推進事業	公的統計発 展支援事業	技術研究・国 際協力事業	法人共通	合 計
費用の部	7,428	710	2,992	169	1,173	12,473
経常費用	7,419	710	2,992	169	1,173	12,463
業務費	7,314	515	1,464	169	-	9,461
受託製表業務費	-	-	30	-	-	30
政府統計共同利用 システム運用管理等経費	-	109	961	-	-	1,069
統計作成支援事業経費	-	9	-	-	-	9
一般管理費	-	-	-	-	1,152	1,152
減価償却費	105	77	537	0	21	741
財務費用	10	0	1	0	0	11
収益の部	7,424	636	2,486	169	1,173	11,890
運営費交付金収益	6,976	482	1,382	159	729	9,728
受託製表収入	-	-	30	-	-	30
政府統計共同利用 システム運用管理等収入	-	110	974	-	-	1,084
統計作成支援事業収入	-	9	-	-	-	9
資産に係る繰延収益	43	2	18	0	21	83
賞与引当金見返に係る収益	405	33	82	10	44	576
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-	-	379	379
その他の収入	-	-	-	-	-	-
財務収益	-	-	-	-	-	-
純利益	△4	△74	△506	0	0	△583
総利益	△4	△74	△506	0	0	△583

各欄と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

注1：当法人における退職手当については、役員退職手当支給規程及び国家公務員退職手当法に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものとしている。

注2：純利益及び総利益については、ファイナンスリースにより取得した資産の会計処理によるもの及び政府統計共同利用システム運用管理等収入により購入した固定資産の減価償却費見合いのものである。

# 資金計画

令和8年度

(単位:百万円)

区 別	統計調査 製表事業	統計データ利 活用推進事業	公的統計発展 支援事業	技術研究・国 際協力事業	法人共通	合 計
資金支出	7,383	635	2,469	169	1,169	11,824
業務活動による支出	7,325	633	2,456	169	1,168	11,750
投資活動による支出	-	-	-	-	-	-
財務活動による支出	58	2	13	0	0	74
資金収入	7,383	635	2,469	169	1,169	11,824
業務活動による収入	7,383	635	2,469	169	1,169	11,824
運営費交付金収入	7,383	516	1,465	169	1,169	10,701
受託製表収入	-	-	30	-	-	30
政府統計共同利用 システム運用管理等収入	-	110	974	-	-	1,084
統計作成支援事業収入	-	9	-	-	-	9
その他の収入	-	-	-	-	-	-
投資活動による収入	-	-	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-

各欄と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。